

電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令に係る基準の設定について

平成24年11月
資源エネルギー庁

設定の主旨

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」においては、原価算定期間終了後に事後評価を実施することが、また、消費者委員会の「東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見」（平成24年7月13日）においては、料金変更認可申請命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うことが提言されている。
- かかる状況を受け、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定する。

基準案

原価算定期間終了後の事後評価において、以下のステップで得られた情報に基づき、認可申請命令の発動の要否を検討。

①電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

②累積超過利潤による基準

①に該当している場合、料金改定時の事業報酬から想定される水準を超過して規制部門が利益（超過利潤）を計上することにより、前回料金改定以降の超過利潤の累積額が当該事業報酬の額を超えているかどうかを確認。

※ 託送料金においては、平成21年度以降、同様の制度を設けているところ。

今後のスケジュール

- 11月16日 パブリックコメント開始
- 12月17日 パブリックコメント募集締め切り
- 12月下旬 パブリックコメントへの回答公表、審査基準の改正

【参考 1】

本年3月に取りまとめられた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」においては、原価算定期間終了後に事後評価を実施することが、また、本年7月に消費者委員会が発出した「東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見」では、料金認可申請命令の発動基準を検討することが提言されている。

○電気料金の制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書 抜粋

(平成 24 年 3 月)

③原価算定期間終了後の事後評価

原価算定期間終了後、事業者が料金改定を行わない場合には、行政が原価算定期間終了後も引き続き当該料金を採用する妥当性について評価を実施することが適当である。

その際、事業者が自ら部門別収支ベースで原価と実績値を比較し、その差異の要因を説明することに加え、これまでの利益の用途についても併せて具体的に説明するとともに、現行料金単価を維持した場合に想定される収支見通し（翌1年分）、収支における経営効率化の寄与分、利益の用途等について事業者が具体的に説明することにより、原価算定期間終了後も引き続き当該料金を採用する妥当性を評価することが適当である。その際、収支見通しについては、部門別収支の算定方法を参考に、規制部門の収支についても算定を行うべきである。

行政は、これら事業者による評価を評価し、事業者の経営効率化インセンティブも考慮しつつ、経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められる場合、又は、今後の収支見通しが悪化し、現行の料金水準を維持することで、電気の安定供給に支障が生ずるおそれがあるような場合には、必要に応じて電気事業法第106条第3項に基づき報告徴収を行うとともに、電気事業法第23条に基づく料金認可申請命令の発動の要否について検討することが適当である。

なお、評価については需要家にとってわかりやすいものとする必要があることから、極力共通の様式により実施すべきである。

○「東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見」 抜粋

(平成 24 年 7 月 13 日)

今後は原価と実績の部門別評価を毎年実施し、規制部門の電気料金が不当に高い事態となる場合には、本年2月の当委員会による「公共料金問題についての建議」で指摘したように、適正な料金に確実に値下げさせることを可能にする仕組みを構築するために、電気事業法第23条に基づく料金認可変更命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うこと

【参考2】

○電気事業法

(供給約款等に関する命令及び処分)

第二十三条 経済産業大臣は、電気の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は第二十一条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（第三項の規定による変更があつたときは、その変更後の供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

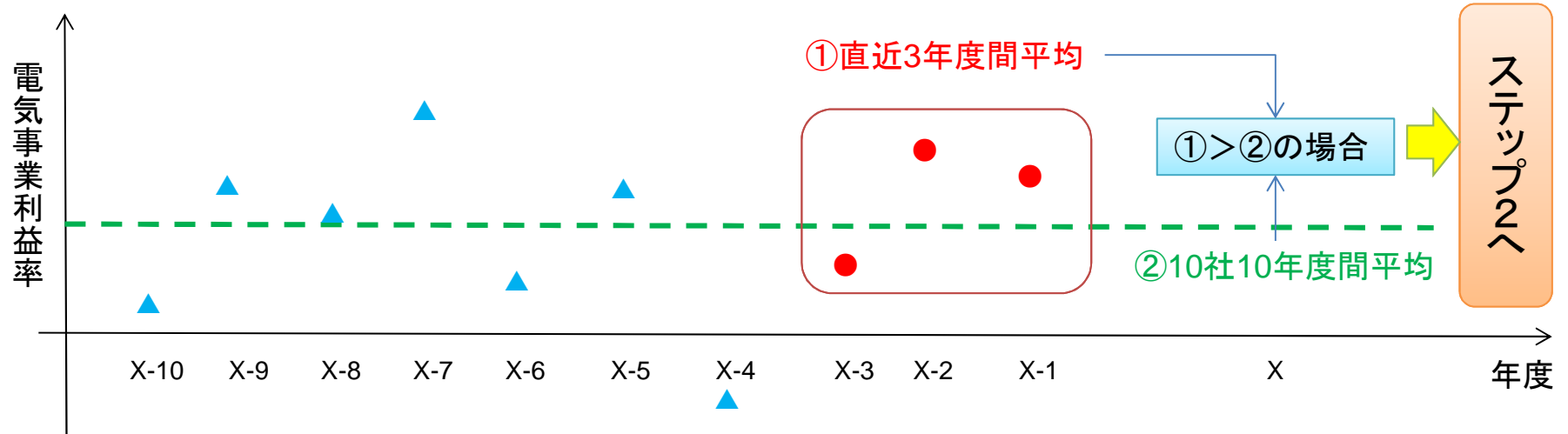
3 経済産業大臣は、前二項の規定による命令をした場合において、前二項の期限までに認可の申請又は変更の届出がないときは、供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令に係る基準(案)

●原価算定期間後の事後評価において、以下の2つのステップに基づき発動を検討

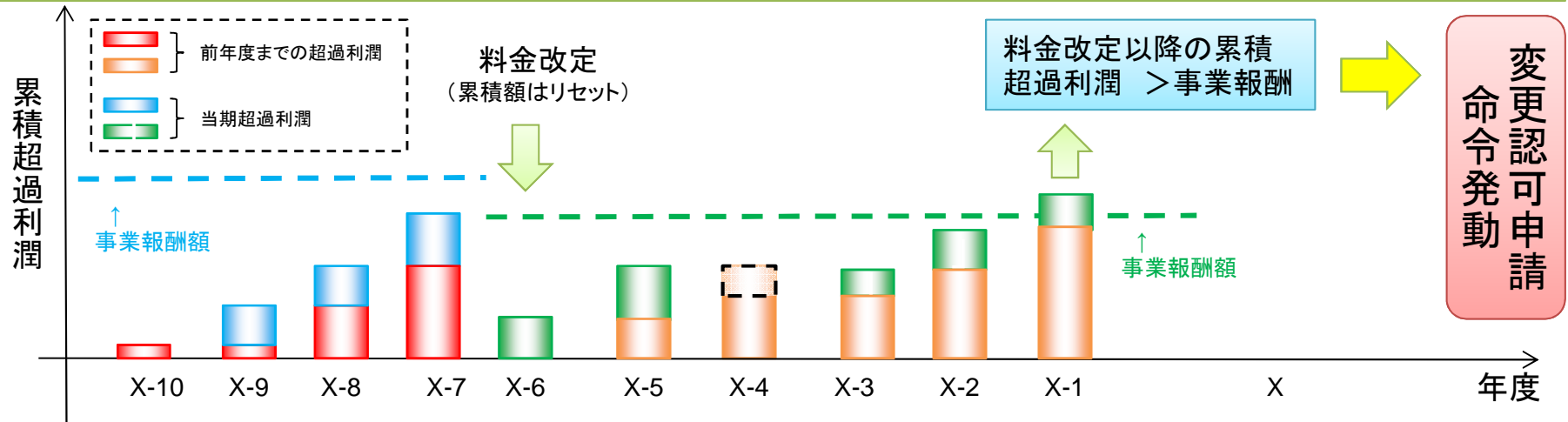
<ステップ1> 電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。



<ステップ2> 累積超過利潤による基準

前回料金改定以降の超過利潤(≡当時純利益-事業報酬)の累積額が事業報酬の額を超えているかどうかを確認。



電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準（案）

第2 不利益処分

(1)～(19) (略)

(20) 第23条第1項の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令
第23条第1項の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、法第19条第1項の認可を受け、又は同条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。なお、その判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。

①・②・③ (略)

④ 法第19条第1項の認可を受け、又は同条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた供給約款における料金について、当該供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金（一般電気事業供給約款料金算定規則第19条の2若しくは第19条の22の規定により同規則第19条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同規則第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第1項の変更の認可を受けた場合又は同規則第20条の2若しくは第20条の4の規定により同規則第20条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同規則第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金）を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後、経済産業省が毎年度行う定期的な評価において、一般電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であつて、当該一般電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、部門別収

支計算規則に基づいて整理された一般需要・特定規模需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）の直近3年度間の平均値（法第19条第1項の変更の認可を受けた一般電気事業者（一般電気事業供給約款料金算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同規則第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同規則第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第1項の変更の認可を受けた一般電気事業者を除く。）及び法第19条第4項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者（同規則第20条の2又は第20条の4の規定により同規則第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同規則第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第4項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者を除く。）であって、変更後の供給約款の実施日が直近2年度間に属する一般電気事業者にあつては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が全ての一般電気事業者の直近10年度間の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、一般需要部門の超過利潤（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）の累積額が一般需要部門の事業報酬額を超過していること。

ロ 電気事業利益率の直近3年度間の平均値が全ての一般電気事業者の電気事業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定規模需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

(22) ~ (52) (略)